

様式第 4 号

市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

件 名	山陽小野田市街路樹管理計画（案）について	
意見募集期間	令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月）～令和 8 年 1 月 1 3 日（火）	
公表した資料	山陽小野田市街路樹管理計画（案）	
意見の件数	2 名	6 件

意見の概要と市の考え方等

項 目	意 見 の 概 要	市の考え方又は対応
1 P5～P6 街路樹管理における課題	街路樹管理費の予算不足については、公園の指定管理料を見直し、捻出されればよいのではないか。	公園の指定管理料は、現行の維持管理に必要な予算として計上しております。昨今の物価・人件費高騰により、現行の管理水準を維持したままの見直しは困難ですが、事業費全体のコストバランスは今後も精査してまいります。
2 P6～P10 管理方針	通行者・車両・居住者の邪魔になっている街路樹の支障部切断、撤去等々からまず始めればよいのではないか。	街路樹が支障になっている事象を確認した際は、状況に応じ、優先的に撤去等の対策を行います。

<p>3 P6～P10 管理方針</p>	<p>安心安全な道路空間を作るための、交差点・横断歩道から手前〇mとか決め視認性を確保するための伐採、間伐を行うべきである。標識、看板を良く見えるようにする。</p>	<p>道路安全確保のための視認性確保は重要な要素と考えており、計画 P6 に記載のとおり、交差点部及び巻き込み終わりから 10m 以内の間では、中高木の間引きを実施する計画としています。</p>
<p>4 P6～P10 管理方針</p>	<p>不健康（空洞化、キノコが生える、亀裂がある、根上り）な街路樹撤去。</p>	<p>不健康（空洞化、キノコが生える、亀裂がある、根上り）な街路樹については、P9 に示す樹木自体が支障となっているケースに該当すると考えており、撤去を行う計画としています。</p>
<p>5 P6～P10 管理方針</p>	<p>将来 猛暑酷暑が予想される。街路樹の日影が歩行者（高齢者、子供）には命綱である。むやみな伐採は反対である。</p>	<p>街路樹には歩行者への暑熱軽減効果が期待できます。今後も路線特性や樹種、地元負担等を考慮しつつ、必要な街路樹は存続させていく予定です。</p>
<p>6 P6～10 管理方針</p>	<p>近隣市町村のように、これまで通り 適正な街路樹剪定による維持管理を行っていけばよいのではないか。</p>	<p>社会の変化に応じた持続可能な樹木剪定による維持管理を進めてまいります。また、近隣市町村の事例も踏まえ、手法の改善に努めてまいります。</p>